

各区市私立幼稚園事務主管課長 殿

東京都生活文化局私学部

私学行政課長 瀬戸 裕一郎

( 公 印 省 略 )

**私立幼稚園における児童発達支援事業及び  
放課後等デイサービス事業の実施について (通知)**

平素より東京都の私学行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 の 2 第 2 項に基づく児童発達支援事業及び法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に基づく放課後等デイサービス事業については、各地域の実情に応じて行われているところです。

幼稚園に通いながら適切な発達支援を受けることを必要とする在園児は一定数存在し、支援を受けることで幼稚園の教育活動にも良い影響を与えるものであることや在園児の通園及び通所の負担はできるだけ軽減されることが望ましいこと等の状況があり、卒園後も含めた支援事業により対象児童等の社会参加を支援することは共生社会の実現に向けて重要なことです。

上記状況を踏まえ、都内所在の私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)が、その施設や設備(以下「施設等」という。)を活用した児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業(以下「当該事業」という。)を運営する際の留意点を下記のとおり通知します。

貴職におかれては、私立幼稚園が当該事業を併設して運営する際は、下記に基づく対応となるよう各所轄の幼稚園に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

**1 当該事業の対象児等について**

以下のとおりであり、事業の指定は、都、中核市又は児童相談所設置区が行う。

|              | 事業の対象児                            | 事業内容                                      |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 児童発達支援事業     | 主に未就学の障害児                         | 日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援 |
| 放課後等デイサービス事業 | 就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児 | 生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援         |

**2 本通知の基本的な考え方**

本通知は、幼稚園の設置者が当該事業を幼稚園に併設して運営する場合の取扱い及び留意点について定めたものである。

- (1) 当該事業の運営にあたっては、児童福祉法及び同法に基づく基準のほか、都及び区市町村の定める基準等を遵守すること。
- (2) 幼稚園の施設等を活用するにあたって、以下に示す要件だけでなく、幼稚園設置基準ほか関係法令等を遵守すること。また、幼稚園の教育上支障がないようにするとともに、在園児及び当該事業の利用者の安全に十分配慮すること。

### 3 当該事業を幼稚園と併設する場合の留意点等

#### (1) 実施場所

##### ア 専用区画及び設備

当該事業については、幼稚園の教育活動で使用する区画及び設備と区分して、専用区画及び設備を確保すること。なお、当該区画は幼稚園の届出園舎面積からは除くこと。

当該事業に必要な施設等については、都福祉局HP（東京都障害者サービス情報）を参照されたい。

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-038>

##### イ その他の施設

出入口やトイレ等、その他の施設等については、当該事業の運営上及び幼稚園の教育上支障がないことが双方の観点から確認できる場合のみ共用できるものとする。

##### ウ 施設及び設備共用に係る留意事項

当該事業の性質上、利用者は在園児以外も含むことを前提として、利用者及び在園児双方の活動にとって、教育上のみならず、保健衛生上及び安全上の支障がないように十分配慮すること。

なお、幼稚園で当該事業を開始する際に、施設共用にあたっての管理運営上の責任の所在等を取り決めるなど、責任体制を明確にしておくこと。

#### (2) 人員の共用について

幼稚園で教職員として働く者は、当該事業において直接支援にあたる者（児童指導員、保育士又は児童発達支援管理責任者等）との兼務は行わないものとする。

#### (3) 事故防止及び事故報告

幼稚園においては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）等を参考として、引き続き、事故の発生防止や発生時の対応に取り組むこと。

当該事業においては、「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」（令和6年7月こども家庭庁）等を参考とし、当該事業における事故については、指定権者の定める方法に従い、適切に報告対応すること。

### 4 その他留意事項

#### (1) 学校法人が当該事業を行う場合の位置付け

都知事所轄の幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人(大学、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校を設置する法人を除く。以下、「学校法人」という。)が、当該事業を実施する場合には、当該学校法人の行う教育研究活動と密接に関連する事業として、原則「付随事業」として位置付けることとする。

ただし、当該事業が、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業である場合には、収益事業として位置付ける。

上記の詳細については、「幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の取扱いについて(通知)」(令和7年1月31日6生私行第4053号生活文化スポーツ局私学部私学行政課長通知)及び「学校法人による保育に関する事業及び障害児支援に係る事業の取扱いについて(通知)」(令和8年5月1日8生私行第107号生活文化局私学部私学行政課長通知)を参考とされたい。

## (2) 利用者への事前の説明

当該事業を新たに行う際には、必ず在園児の保護者に対して相当期間の余裕をもって十分説明を行うとともに周知すること。

## (3) 幼稚園の設置者が当該事業を幼稚園に併設せずに行う場合の取扱いについて

当該事業を幼稚園に併設せずに行う場合についても、事業の運営については上記2(1)、学校法人が当該事業を行う場合の位置付けについては上記4(1)によることとする。

## (4) 事前相談について

当該事業を行う場合は、設置場所の所在地により、都、中核市又は児童相談所設置区による指定を受ける必要がある。指定までには一定の期間が必要であるため、事前に下記5の相談・問合せ先に必ず連絡すること。

## 5 相談・問合せ先

(幼稚園設置基準及び幼稚園施設設備の共用に関すること)

東京都生活文化局 私学部 私学行政課 幼稚園担当

[shigaku-yochien@section.metro.tokyo.jp](mailto:shigaku-yochien@section.metro.tokyo.jp)

(児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の基準等に関すること)

東京都福祉局 障害者施策推進部 療育課 障害児通所支援担当

[S1140707@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1140707@section.metro.tokyo.jp)

※ 設置場所が中核市(八王子市)又は児童相談所設置区(世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区及び文京区(令和8年5月現在))の場合は、当該区市の障害福祉主管課に相談・問い合わせること。